

第5章 計画期間における重点的取組

- 1 重点的取組の考え方
- 2 3つの重点課題と推進項目
- 3 重点的な推進項目における取組内容

第5章 計画期間における重点的取組

1 重点的取組の考え方

(1)これまでの経過

前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、こどもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

前期計画策定後、国においては、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、国としてこども施策の基本方針や重要事項等が定められるとともに、従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策大綱」が「こども大綱」に統合されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしくすこやかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活をおくることができる社会「こどもまんなか社会」をめざすこととされ、こどもや若者、子育て当事者のライフステージ応じて切れ目なく対応し、十分に支援することや、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること等が基本的な方針として示されました。

(2)本計画における重点的取組の考え方

核家族化の増加や地域における人との関わりの希薄化など、社会・経済環境が大きく変化する中、こどもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあります。

本計画は「こども大綱」を踏まえた「市町村こども計画」として、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者のライフステージ応じて切れ目なく支援していくため、第4章においては、基本理念をめざした施策体系を記載していますが、本章では、前期計画第5章の内容も継承しながら、本計画期間における重点的取組の内容を記載しています。

これらの取組を部局横断的に推進することで、すべてのこどもや若者がすこやかに成長し社会的に自立できるよう、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体でこども・若者や子育て家庭を見守り・支える環境づくりを進めていきます。

第5章 計画期間における重点的取組

2 3つの重点課題と推進項目

前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、子どもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

これらの内容を継承しつつ、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者のライフステージ応じて切れ目なく支援していくにあたり、次の3つを本計画期間における重点課題とし、部局横断的に取組を進めていきます。

3つの重点課題と推進項目

重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

重点課題 2 すこやかな成長を応援する「こどもの居場所づくり」

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

重点課題 3 課題を抱えるこども・家庭への「切れ目ない支援」

推進項目1 支援が必要なこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

(1) 背景と課題

ア 本市における地域包括ケアシステム構築の取組

本市では、平成27(2015)年度に「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、すべての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指してきました。このビジョンは、高齢者だけでなく、子どもや子育て世帯を含む全世代を対象とした都市型の地域包括ケアシステムの構築を理念としており、医療・介護・福祉・住まい・生活支援などの分野が連携しながら、地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでいます。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、第1段階(平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)は「土台づくり」の期間として、推進ビジョンの考え方の普及や地域みまもり支援センターの設置、地区カルテの作成などによる地域資源の見える化を進め、続く第2段階(平成30(2018)年度～令和7(2025)年度)は「システム構築期」として、将来のあるべき姿についての合意形成を図り、多様な主体が役割に応じた具体的な行動を行うことで、地域全体で支える仕組みの構築を進めてきました。こうした地域包括ケアの考え方は、こども・子育て分野にも共通しており、本市では当初から子育て支援も地域包括ケアの対象として位置づけ、地域による支え合い・助け合いの仕組みづくりや、多様な主体との連携等に取り組んできました。

今後は地域包括ケアシステム構築の第3段階(令和8(2026)年度～令和22(2040)年度を視野)に入り、「システム進化期」として、さらなる少子高齢化の進行に対応するため、予防的な視点を重視した取組や、地域でのつながりづくり、民間資源の活用を含む多様な主体との協働をさらに進めていく必要があります。

こども・子育て分野においても、地域包括ケアシステム構築の方向性に沿って、地域での助け合いやつながりづくりや、予防的取組の強化が求められています。特に、地域の中で支え合いながら、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みづくりや、専門職の知見を活かした支援体制の整備が重要です。また、既存の施策では対応が難しいニーズや、制度の狭間にある課題に対しては、多様な主体との連携のもと、柔軟かつ実効性のある支援策を展開するとともに、必要とする人に確実にサービスが届くような情報発信や、身近な相談機関から必要なサービスに繋げていくなど、地域で子育てを支える環境を整えていくことが求められます。

第5章 計画期間における重点的取組

3 重点的な推進項目における取組内容

重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

イ 子育て世帯を取り巻く状況と課題

本市においては20代～30代といった年齢階級の転出入が多く、子育て世帯は核家族世帯が主となっていることから、子育てに関する不安や悩みを親族や友人等に相談しづらい状況があると考えられ、保護者はこどもの成長や発達、子育て環境などに不安感や負担感を抱えながら子育てをしている状況があります。

令和6(2024)年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」では、未就学児の親のうち、居住年数が少ない人や保育所等にこどもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みがあると回答した割合が高い状況にあります。

こうした状況の中、子育て家庭が地域から孤立したり、不安や悩みを抱えてしまうことがないよう、地域と接する機会や交流の場に繋げることや、困難な状況を早期に捉えて必要な支援に確実に繋げていくことが重要であり、地域の関係機関に気軽相談できるしくみづくりや、親子で交流できる場づくり、互いに支え合う子育て援助活動の促進など、身近な地域の中で“支えがある”“応援してくれる”と実感できる環境づくりが必要です。

●居住年数と近所付き合いの有無 n=1979 ●施設の利用状況と近所付き合いの有無 n=1938

		近所の人との交流		
		交流がある	まったく付き合っていない	合計
居住年数	1年未満	84.75%	15.25%	100.00%
	1年～3年未満	81.25%	18.75%	100.00%
	3年～5年未満	81.79%	18.21%	100.00%
	5年～10年未満	87.72%	12.28%	100.00%
	10年～20年未満	89.40%	10.60%	100.00%
	20年以上	87.63%	12.37%	100.00%
	合計	86.10%	13.90%	100.00%

		近所の人との交流		
		交流がある	まったく付き合っていない	合計
施設の利用	保育所や幼稚園に預けている	88.70%	11.30%	100.00%
	保育所や幼稚園に預けていない	77.43%	22.57%	100.00%
	合計	86.13%	13.87%	100.00%

●近所付き合いの有無と同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと n=499 ●近所付き合いの有無と安心して預けられる人や場所が少ないに関する心配ごとや悩みごと n=499

		子どもを同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと		
		ない	ある	合計
近所の人との交流	交流がある	72.79%	27.21%	100.00%
	まったく付き合っていない	49.45%	50.55%	100.00%
	合計	68.54%	31.46%	100.00%

		子どもを安心して預けられる人や場所が少ないに関する心配ごとや悩みごと		
		ない	ある	合計
近所の人との交流	交流がある	57.84%	42.16%	100.00%
	まったく付き合っていない	51.65%	48.35%	100.00%
	合計	56.71%	43.29%	100.00%

第5章 計画期間における重点的取組

(2) 重点的取組の内容

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

- ◆ 子育てが楽しいと感じられるためには、保護者が不安や悩みを気軽に相談でき、必要なときに適切なサポートを受けられる環境を整えることが重要です。特に未就学児を育てる家庭では、育児の孤立感や情報不足が課題となることが多く、早期からの支援体制の構築が求められています。
- ◆ 本市では、こうした課題に対応するため、地域における保育・子育て支援拠点として「保育・子育て総合支援センター」を設置しており、地域の「公立保育所」及び「地域子育て支援センター」と連携した相談支援体制を構築し、多様なニーズに対応できるしくみづくりを進めています。特に、「保育・子育て総合支援センター」「公立保育所」には、専門職(保育士・看護師・栄養士)が常駐し、子育てに関する情報提供や相談対応を行うほか、親子が安心して遊べるスペースの提供や保護者同士の交流の場を提供しています。「保育・子育て総合支援センター」は川崎区・中原区・宮前区・多摩区で設置済みであり、今後は、令和9年度に高津区、令和12年度に幸区、令和13年度以降に麻生区への設置していきます。
- ◆ ちょっとした不安や「誰に相談してよいか分からない」「一時的に預かってほしい」といった子育て相談等については、オンライン相談や市内74カ所に設置された「地域子育て支援センター」「公立保育所」で気軽に受けることができるよう、相談事例の蓄積・共有や、地域の子育て支援を行う団体や各種活動との連携により、対応できる相談内容を充実するとともに、専門的な相談支援や法定事業等が必要な場合はこども家庭センター機能を担う地域みまもり支援センターに円滑につなげることで、それぞれの機関の役割と機能を活かした切れ目ない支援体制づくりを進めていきます。
- ◆ このように、相談ニーズの内容に応じて支援を担う多職種が適切な役割分担のもと連携して切れ目なく対応できる支援体制を構築し、それぞれの専門職による高い専門性を発揮し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられ、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

子育てを支える身近な相談機関

	地域子育て支援センター (民間)	保育・子育て総合支援センター等			地域みまもり支援センター
		地域子育て支援センター (公立)	区保育総合支援担当	公立保育所	
役割	・ 気軽に行ける身近な相談機関	・ 気軽に行ける身近な相談機関 ・ 民間地子センの支援	・ 地域の子育て支援全般の統括・ 関係機関との連携	・ 保育所機能を活用した地域子育て 支援拠点	・ 母子保健・児童福祉の包括支援 の拠点
職員	保育士 又は 子育て支援員	保育士	保育士・看護師・栄養士		保健師・助産師・栄養士・ 社会福祉士・心理職 など
相談 対応	・ 子育てに関する相談対応 ・ ニーズに応じた関係機関へのつ なぎ ・ 支援の必要な親子の関係機関 へのつなぎ・見守り	・ 子育てに関する相談対応 ・ ニーズに応じた関係機関へのつ なぎ ・ 支援の必要な親子の関係機関 へのつなぎ・見守り	・ より保育の専門性を活かした相 談対応 ・ 支援の必要性に応じた地域みま もり支援センターとの連携対応	・ 保育の専門性と保育所機能を 活かした子育てに関する相談対 応 ・ 預かりや体験保育等の保育のリ ソースを活用した支援	・ 乳幼児健診や家庭訪問等母子 保健面からの支援 ・ 要対協や制度サービス(ひとり 親家庭支援等)の活用による児 童家庭支援 ・ 関係機関と連携した見守り等の 体制づくり
その他 機能		・ 乳児等通園支援事業		・ 一時保育事業 ・ 乳児等通園支援事業 ・ 保育所機能を活用した支援事業	

第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	関連事業 掲載ページ
身近なエリアで遊べる・相談できる環境づくり	地域子育て支援事業 53か所の地域子育て支援センターで身近な遊びの場を提供するとともに、子育ての不安や悩みを常駐するスタッフに気軽に相談でき、必要な場合には最適な関係機関へ円滑に繋げるしくみづくりを進めます。	●●
専門職に気軽に相談できるしくみづくり	地域子育て支援事業 オンライン等で相談できる「子育てなんでも聞いてみよう！」の相談方法の拡大や、公立保育所及び保育・子育て総合支援センターでの相談支援など、誰もが気軽に専門職(保育士・看護師・栄養士)に相談できる環境づくりを進めます。	●●
保育・子育て総合支援センターにおける子育て支援の推進	地域子育て支援事業 保育士・看護師・栄養士の専門性を活かした子育てに関する専門的相談に対応するとともに、一時預かりや体験保育等の機会を通じて親子を見守り、支援が必要な場合には地域みまもり支援センターと連携した子育て支援を行います。	●●
公立保育所における子育て支援の推進	地域子育て支援事業 保育士・看護師・栄養士の専門性と保育所機能を活かした子育てに関する専門的相談に対応するとともに、地域交流スペースを活用した交流や園庭開放、親子でランチ、体験保育等の機会を通じて親子を見守り、支援が必要な場合には保育・子育て総合支援センターと連携した子育て支援を行います。	●●
相談内容の見える化と関係機関が連携した支援体制づくり	地域子育て支援事業 子育て支援に関する各窓口で対応できる相談内容や機能等を分かりやすく整理し「かわさき子育てアプリ」等で適切に情報発信するとともに、相談先が分からない場合には地域子育て支援センターで受け止め、必要に応じて関係機関に繋ぎ適切に支援を行うなど、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	関連事業 掲載ページ
オンライン化の推進により簡単・便利にサポートを受けられる環境づくり	子ども・子育てDX推進事業 子育てに関する制度や手続きに関する情報を「かわさき子育てアプリ」を入り口に簡単に確認でき、オンラインから手続や相談に繋がれるよう妊婦・子育て世帯の利便性向上を推進します。	●●
子育て支援を支える人材の育成	地域子育て支援事業 公開保育や職員交流、実技研修等を通じ、子育て相談を行う保育士等のスキルアップを図るとともに、子育て支援に係る事例検討や支援事例の共有など、保護者のニーズに対応した支援ができるよう人材育成を進めます。	●●

本市の目指す子育て支援体制



推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

- ◆ こどもが成長する過程では、年齢に応じて人への愛着や信頼感、生活習慣を身につけ、人格の基礎を形成しながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育むことが重要であり、こうした育ちを支えるためには、家庭だけでなく、地域全体でこどもを見守り、支える環境が必要です。地域で世代を超えてつながり合うことは、こどもにとって多様な価値観やロールモデルに触れる機会となり、地域における多様性への理解の促進や自己肯定感・共生意識の醸成といった、将来社会的自立に必要な力を育むことになり、保護者にとっても、地域の中で安心して子育てができることは、近隣住民との交流等による共生意識の醸成や地域活動への参加等を通じて、その地域に愛着や安心感を持つことや、自身のセルフケア意識の醸成にもつながります。また、困難な状況に陥った際にも、地域の見守りによって早期に気づき、深刻化を防ぐことが可能になります。
- ◆ 本市では、地域における保育・子育て支援の拠点として、各区に「保育・子育て総合支援センター」を順次設置しており、「保育・子育て総合支援センター」を中心に、地域みまもり支援センターや地域の関係機関・団体が連携しながら、親子が安心して過ごせる交流の場の提供、保護者同士のつながりを促進する活動、地域の関係団体による子育て支援活動の場の提供、情報の集約と発信など、地域の様々な人や活動をつなぎ、子育てを地域で支えるコミュニティ形成を進めます。
- ◆ また、地域住民による育児の相互援助活動を支える「ふれあい子育てサポート事業」では、子育て家庭と支援者をつなぐ仕組みを通じて、日常的な見守り、預かり支援などを行い、地域の助け合いを促進しています。今後は、事業趣旨や活用事例紹介など広報の強化、利用予約や実績報告のオンライン化による利便性の向上等、より利用しやすい制度にリニューアルし、地域住民が子育て世帯を見守り支え合う地域づくりに向けた取組を一層推進していきます。
- ◆ さらに、地域の安全確保に向けて、こどもの登下校時の見守り活動や、地域の大人による防犯・巡回活動、子育て家庭への日常的な声かけなど、地域ぐるみでこどもを育てる体制の強化や、子育て経験者やさまざまな世代が子育て支援を契機に地域で支え合いつながりの輪が広がるよう、活動のきっかけとなるしくみづくりやさまざまな場・機会の活用など、地域全体で子育てを応援する環境づくりを進めます。
- ◆ また、子育て支援の推進にあたっては、地域の実情に応じた柔軟できめ細かな対応が求められており、地域ごとに異なる課題に対して、地域の力を活かした対応が必要です。各区地域課題対応事業では、地域の特性や課題を踏まえ、地域の多様な主体が関わるイベントや交流の場の提供や外国につながる家庭への支援など、区民や地域の関係団体等と連携しながら、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、地域全体で子育てを支える地域づくりを進めます。
- ◆ こうした取組を通じて、多様な主体との連携によるつながりづくりや支え合いを基盤とした子育て支援の推進により、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。

第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
保育・子育て総合支援センターによる地域子育て資源のネットワーク化の促進	地域子育て支援事業 地域における保育・子育て支援の拠点として各区に「保育・子育て総合支援センター」を順次設置し、地域の社会資源を活用しながら、親子が安心して過ごせる交流の場の提供や保護者同士のつながり促進、地域団体による支援活動の場の提供、情報の集約・発信、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供など、子育てを地域で支えるコミュニティ形成を進めます。	●●
身近なエリアにおける地域活動の場所・機会の提供	地域子育て支援事業 地域子育て支援センターにおいて、ボランティア養成講座の実施や地域で子育て支援活動を行う団体、ふれあい子育てサポート会員等へ活動の場や機会の提供など、それぞれの活動の広報や利用案内を行い、身近なエリアで子育て支援に関する活動が促進され利用に繋がる環境を作ります。	●●
地域で子育てを支え合う取組の推進	地域子育て支援事業 地域住民が子育て世帯を見守り、育児に関する相互援助活動を促進する「ふれあい子育てサポート事業」がより積極的に活用されるよう、事業趣旨や活用事例紹介など広報の強化、利用予約や実績報告のオンライン化による利便性の向上等、より利用しやすい制度にリニューアルし、地域住民が子育て世帯を見守り支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。	●●
子育て自主グループへの活動支援	地域子育て支援事業 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。	●●
子育てボランティアの活動支援	母子保健指導・相談事業 各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動の支援を進めます。	●●
青少年を地域で見守る環境づくり	地域子育て支援事業 青少年指導員による地域巡回パトロールの支援、こども110番事業の推進、青少年関係団体への支援を通じて、地域の大人が子どもを見守る体制を強化し、地域社会全体で安全・安心な青少年の育成環境づくりを進めます。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
学校等におけるこどもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進	学校安全推進事業	●●
	学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、こどもの登下校時等の安全確保を図ります。	
民生委員児童委員による取組の推進	民生委員児童委員活動育成等事業	●●
	地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	
保護司による取組の推進	再犯防止等推進事業	●●
	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。	
多様な主体と連携した地域防犯活動の推進	防犯対策事業	●●
	市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。	
地域の教育力の向上	地域における教育活動等の推進事業	●●
	地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、こどもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。	
各区地域課題対応事業におけるこども・子育て支援の推進	地域課題対応事業	●●
	地域の多様な主体が関わるイベントや交流の場の提供や外国につながりのある家庭への支援など、区民や地域の関係団体等と連携しながら、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、地域全体で子育てを支える子育てしやすい地域づくりを進めます。	

第5章 計画期間における重点的取組

3 重点的な推進項目における取組内容

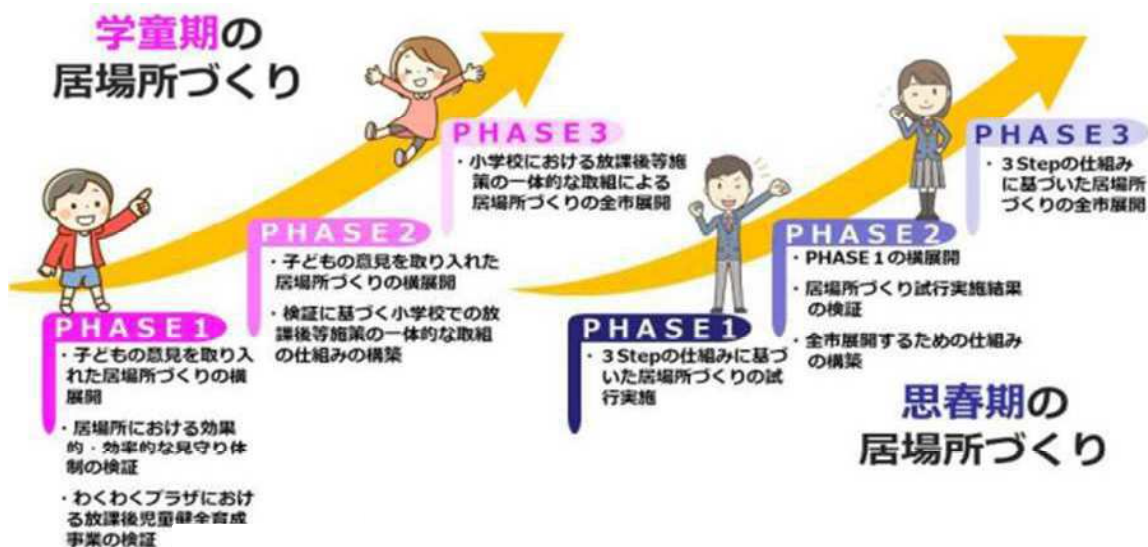
重点課題 2 すこやかな成長を応援する「こどもの居場所づくり」

(1) 背景と課題

- ◆ こどもは成長の過程において、人への愛着心や信頼感、基本的な生活習慣を身につけるとともに、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育み、積極的に社会と関わる中で成長を続け、やがては社会の中で自立した大人へと成長していきます。これまで、こどもは家庭を基盤とし、地域や学校などの暮らしの場において、安全・安心な環境の下、保護者や地域の大人、同年齢・異年齢のこどもとの関わりを通じて、心身ともにすこやかに育まれてきました。しかし近年、本市における社会状況やこどもを取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化する中で、こどもが多世代との交流を通じて多様な価値観に触れる機会が減少しており、こどもが安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなっている状況にあります。
- ◆ 国においては、令和3(2021)年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を策定し、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、さまざまな学びや体験を通じてWell-beingな状態で成長できるよう、家庭・学校・地域等が一体的に取り組むことを基本理念として示しています。さらに、令和5(2023)年12月には「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定され、市町村に対しては地域の状況把握を行いつつ、関係機関と連携しながら、居場所の質と量の両面から計画的に推進することが求められています。
- ◆ こうした中、本市の令和5(2023)年度「川崎市学習状況調査」によると、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒の自己有用感は90%以上と比較的高い水準にあるものの、学年が上がるにつれて低下する傾向が見られます。また、自己肯定感や将来への希望感は、自己有用感と比べて各学年とも低い水準にあり、特に高学年になるほど低下傾向が顕著です。社会参加に関する数値も同様に学年が上がるにつれて低下しており、「人の役に立ちたい」と思っているにもかかわらず、実際に参加する機会が得られていないこどもが多い状況にあります。
- ◆ さらに、市立小・中学校における不登校児童・生徒数は、平成25(2013)年から令和4(2022)年にかけて、小学生では238人から1144人に、中学生では1048人から1672人に増加しており、要保護児童対策地域協議会における取扱件数も令和3(2021)年の582件から令和5(2023)年には627件に増加しています。これらの状況から、課題を抱えるこどもの数は増加傾向にあり、その背景には孤立・孤独状態にあるこどもの増加があると考えられます。
- ◆ 一方で、本市の人口は令和6(2024)年10月1日現在で約155.2万人と増加を続けていますが、令和12(2030)年頃をピークに減少過程に移行することが想定されています。特に年少人口(15歳未満)については、令和2(2020)年頃を境にすでに減少過程に入っていると推計されており、こどもの数が減少する一方で、支援を必要とするこどもの割合は増加している状況です。
- ◆ このような社会状況の中で、こどもが孤立・孤独から守られ、すこやかに育つためには、家庭・学校・地域・行政が連携・協力し、地域社会全体で「Well-beingで成長するための居場所」を整備・充実させていくことが必要です。こどもが安心して過ごせる居場所を持ち、さまざまな人との関わりや体験を通じて、自分らしく成長できる環境づくりを、今後一層推進していくことが求められています。

(2) 重点的取組の内容

- ◆ こどもを取り巻くさまざまな状況がある中でも、こどもが幸せな状態(Well-being)で、積極的に社会と関わりながら、やがては社会の中で自立した大人へと成長していけるよう支援していくことが重要です。こうしたこどもにとって望ましい姿を実現するためには、こどもの意見を丁寧に聴き取り、こどもが「行ってみたい」「やりたいことができる」「居心地が良い」と感じられるような居場所づくりを進める必要があります。また、その居場所がこどもにとって安心できる空間となるよう、地域の大人が理解し、見守り、支える姿勢を持つことが求められます。
- ◆ このような考え方にに基づき、本市では「こどもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり」を念頭に、こどもを孤独から守り、すこやかに育てるための居場所づくりを推進します。庁内の関係部署をはじめ、家庭・学校・地域などと連携・協力し、地域社会全体で取り組みを進めていきます。
- ◆ 学童期のこどもについては、こども自身の自由な遊びや活動へのニーズと、保護者にとっての安全・安心な居場所としてのニーズの両方をバランスよく配慮した居場所のあり方を検討する必要があります。一方、思春期のこどもについては、誰もが自由に気兼ねなく立ち寄ることができ、特定の目的に縛られず、自分のやりたいことができる、居心地の良い空間が求められます。そうした居場所において、地域の大人が温かく見守り、時には支えることで、こどもが孤独な状態に陥ることを防ぎ、深刻な状況に至る前に健全な成長を促すことが可能となります。
- ◆ このように、こどもの発達段階に応じて、必要とされる居場所の目的や空間のあり方は異なることから、「こどもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を基本的な視点として、今後も地域全体で取り組みを推進していきます。



第5章 計画期間における重点的取組

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

- ◆ 学童期のこどもは、仲間づくりや集団的活動を通じて、他者との関わりの中で自律性や社会性を育み、主体的にさまざまなことを学んでいく時期です。こうした成長を支えるためには、こどもが安心して自由に遊び、活動できる環境を整えるとともに、大人による一定の関わりや見守りの中で、体験的な学びを得られるような居場所づくりが重要です。
- ◆ 一方で、保護者にとっても、こどもがケガやトラブルなどから守られ、安全・安心に過ごせる居場所であることが強く求められており、こどもと保護者双方のニーズをバランスよく配慮した居場所のあり方の検討が必要です。
- ◆ 既存の放課後等施策は、こどもが一日の多くの時間を過ごす小学校内で実施されていることから、こどもが自由に活動を選択できるよう、各施策の親和性や相互の関係性を踏まえた連携の強化が求められています。また、自宅、塾、習い事、民間の放課後児童クラブなど、こどもが過ごす多様な居場所の存在も踏まえつつ、特に多くのこどもから意見が寄せられている小学校における放課後の居場所づくりを進めていきます。
- ◆ 令和11年度までに全市立小学校において「わくわくプラザ」の区分制を導入し、再構築を図ります。区分制では、居場所の性質や目的に応じた運営方針を整理し、こどもの自由な活動と安全・安心の確保のバランスに配慮した柔軟な運営を可能とします。これにより、こどもが「行ってみたい」「やりたいことができる」「居心地の良い空間」と感じられる居場所の実現をめざします。
- ◆ 今後は、こどもの視点に立ち、こどもの声を丁寧に聴きながら居場所づくりを進めるしくみを構築するとともに、「わくわくプラザ」「みんなの校庭プロジェクト」「地域の寺子屋」などの既存施策についても、より効果的・効率的な実施に向けた一体的な取組の推進を図ります。

学校における既存の放課後等施策

事業名	事業概要
わくわくプラザ(事業所管局：こども未来局)	放課後や土曜日、夏休みなどに、児童の遊びや生活の場を確保するとともに、さまざまな活動などを通じて、異なる年齢層も含めた仲間づくりを支援する全児童対策事業として、「放課後子供教室」と「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施しています。
みんなの校庭プロジェクト(校庭開放) (事業所管局：教育委員会事務局)	こどもたちから寄せられた“外で思い切り遊びたい”という声を受け、放課後の校庭を“公園”のように捉えて、こどもたちに開放し、ルールづくりに参加してもらいながら、のびのびと遊べる場の提供を行っています。
地域の寺子屋(事業所管局：教育委員会事務局)	地域の方々が主体となって、学校の特別活動室などでこどもたちの学習や体験をサポートするしくみによって、学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図るとともに、多世代交流や地域の教育力向上を図っています。

第5章 計画期間における重点的取組

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
わくわくプラザ事業の再構築	放課後等の子どもの居場所づくり推進事業	●●
	調整中	
地域団体との協働によるこどもの学習 や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学 習の拠点づくりの推進	地域の寺子屋事業	●●
	調整中	

第5章 計画期間における重点的取組

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

わくわくプラザへの区分制導入

- ◆ 学童期のこどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めるにあたり、こども自身の活動の自由度や保護者の安全・安心へのニーズに応じた柔軟な運営が求められています。こうした背景を踏まえ、今後は「わくわくプラザ」や「みんなの校庭プロジェクト」、「地域の寺子屋」などの既存施策を含めた放課後等の居場所について、区分制の導入を進めていきます。
- ◆ 区分制では、居場所の性質や目的に応じて、活動内容や運営体制を整理し、こどもが安心して過ごせる環境を確保するとともに、保護者のニーズにも対応できるようにします。具体的には、自由な遊びや交流を中心とした「わくわくプラザ」では、こどもの自主性を尊重した運営を基本としつつ、必要に応じて見守り体制を強化します。「みんなの校庭プロジェクト」では、校庭という開かれた空間を活用し、地域の大人との自然な関わりを通じて安全性と多様な活動機会を両立させます。また、「地域の寺子屋」では、学習支援や体験活動を通じて、こどもの興味関心に応じた居場所の提供を行います。
- ◆ これらの施策を区分ごとに整理することで、各居場所の役割や運営方針を明確化し、地域の実情に応じた効果的な居場所づくりを推進します。今後は、各区分に応じた運営指針の整備や人材配置の工夫を進めるとともに、こどもと保護者の声を丁寧に聴きながら、より利用しやすく、安心して過ごせる居場所の充実を図っていきます。



第5章 計画期間における重点的取組

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

- ◆ 思春期のこどもは、自立に向けて自己を模索し、他者との関係性の中で価値観や主体性を形成していく時期です。この時期のこどもは、家庭や学校だけでは十分に支えきれない悩みや不安を抱えることもあり、孤独感や社会的な孤立に陥るリスクが高まる傾向があります。こうした成長過程にあるこどもたちが、安心して過ごせる居場所を地域の中に確保することは、健やかな成長を支えるうえで極めて重要です。
- ◆ 思春期の居場所は、こどもが自由に訪れ、決まった目的がなくても過ごすことができる、誰もが利用できる空間であることが求められます。自分のやりたいことができる、居心地の良い空間であることに加え、地域の大人が適度な距離感で関わり、時には悩みに寄り添い、必要に応じて関係機関につなげるような支援の仕組みも必要です。こうした居場所は、こどもの孤独化や状況の深刻化を未然に防ぐ予防的な役割も果たします。
- ◆ また、地域によってこどもの状況や既存の資源のあり方が異なることから、思春期の居場所づくりは中学校区程度の小地域単位で進めていく必要があります。地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、「Step1:居場所の可視化」、「Step2:課題・対策の確認」、「Step3:居場所づくりの実施」の3つのステップに基づき、段階的に居場所づくりを推進します。
- ◆ 今後は、こども自身の視点に立ち、こどもの声を丁寧に聴きながら、思春期のこどもにとって「行ってみたい」「やりたいことができる」「居心地の良い空間」の実現をめざし、地域と連携した居場所づくりを順次展開していきます。また、居場所によっては一定の大人の見守りが必要となることから、こどもの自由な活動と安全・安心の確保のバランスに配慮した環境整備を進めていきます。

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
思春期のこどもの居場所づくり	放課後等の子どもの居場所づくり推進事業	●●
	調整中	

重点課題 3 課題を抱えるこども・家庭への「切れ目ない支援」

(1)これまでの経過

すべてのこども・若者がすこやかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体でこどもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「こどもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特に子ども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、こどもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けたさまざまな取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、1つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、さまざまな個別課題を取り除く支援を1人ひとりきめ細かに行っていくことが必要です。

こうしたことから、前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、「こどもの貧困対策の推進」、「児童家庭支援・児童虐待対策の推進」、「困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進」の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、取組を推進してきました。

ア こどもの貧困対策

本市では平成29年(2017年)11月に「こどもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべてのこども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがるこどもの貧困対策について、平成30年(2018年)3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に推進してきました。

その後、国においては令和元年(2019年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されるとともに、同年11月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、地域や社会全体で課題を共有し、こどもを第一に考えた包括的かつ早期の支援が必要であることや、特に妊娠・出産期から社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築が求められており、困窮する家庭の背景が多様であること、支援が届いていない、又は届きにくいこどもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが大綱に盛り込まれました。

こうした状況を踏まえ、令和4年(2022年)3月に策定した前期計画においても基本的考え方及び取組の方向性を継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたるこどもの貧困対策に資する取組を総合的に推進してきました。

第5章 計画期間における重点的取組

イ 児童家庭支援・児童虐待対策

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、こどもを虐待から守る取組の推進と、こどもの安全とすこやかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成24(2012)年10月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成25(2013)年3月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成26(2014)年2月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、平成30(2018)年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」においては、「こどもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、こども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる3つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

その後、平成28(2016)年および令和元(2019)年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等の改正により、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化、児童の権利擁護、児童相談所の体制整備、関係機関の連携強化等が示されました。

こうした状況を踏まえ、令和4年(2022年)3月に策定した前期計画においては、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、児童家庭支援(予防)と児童虐待対策(介入)を両輪で推進してきました。

川崎市子どもを虐待から守る条例(平成25年4月施行)



ウ 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成27(2015)年2月20日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者がさまざまな生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOSをしっかりと受け止めることが大切であることから、平成30(2018)年3月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、地域の見守り体制を強化し、児童虐待や非行・いじめ防止の啓発に取り組むとともに、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者とその家庭に対しては、専門的な児童支援の充実と、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用した関係機関の連携強化により、適切な支援体制の構築を進めてきました。

その後、令和3(2021)年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」では、すべての子ども・若者が居場所を得て成長・活躍できる社会の実現をめざし、意見表明や社会参画の促進しつつ、社会総掛かりで健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

こうした状況を踏まえ、令和4年(2022年)3月に策定した前期計画においては、基本的考え方は継承しつつ、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等に、より注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方にに基づき、困難な課題を抱える子ども・若者への支援を総合的に取り組んできました。

(2)これまでの経過を踏まえた今後の取組の考え方

これまで「こどもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」といった個別課題への対応を進めてきましたが、児童虐待やヤングケアラー、いじめ、不登校、ひきこもりといった「事象」は、依然としてこども・若者を取り巻く深刻な課題として存在しており、これらは経済的困窮、保護者の疾病や障害、保護者自身の複雑な成育歴など、生活の基盤に関わる困難な「状態」が長期的・複合的に積み重なった結果として現れることが考えられます。これらの状態が放置されてしまうことでこどもや保護者が孤立し、結果としてこどもの成長を阻害する「事象」が顕在化するおそれがあります。

こうした困難な状況にあるこどもや家庭は、経済的な問題だけでなく、生活全体にわたる多様な課題を抱えていたり、支援が必要であるにもかかわらず、支援の網から漏れてしまうことも少なくありません。また、こうした環境におかれたこどもは、自分らしく成長し、社会の中で自立していくための土台となる重要な力である日々の生活習慣の形成や、他者との信頼関係の築き方、安心できる大人との愛着関係の経験などを年齢相応に身に着けることが難しいことも考えられます。

そのため、地域の中でこどもや家庭の変化に気づき、課題を抱えるこどもや家庭をできる限り早期に把握し、それぞれの状態に応じた支援へと繋げていくためのしくみづくりを進めることが重要であり、教育・福祉等の関係機関がそれぞれの強みを活かしながら連携し、適切に情報共有を図りながら、こどもや家庭の状況を丁寧に確認し、個別のニーズに応じて多面的な支援を組み合わせる継続的に見守り支えることが必要です。

こうした考えのもと、重点的取組1及び2に加え、重点的取組3として、課題を抱えるこどもや家庭ができる限り早期に適切な支援につながり、必要な支援を受けることができるよう、教育・福祉等の関係機関の連携を一層促進し、年齢や分野によって途切れることのない、切れ目ない相談支援体制の強化を進めていきます。

(3) 背景と課題

- ◆ こどもの出生数が減少する一方で、支援を必要とする妊産婦や児童虐待相談通告件数は増加傾向にあります。地域とのつながりが希薄な中で出産・子育てに孤立感や負担感を抱えている保護者も多い状況にあり、妊娠期から出産・子育て期にかけて、地域の関係機関が連携しながら家庭に寄り添い、切れ目なく支援を行うことで、安心して子育てできる環境を整える必要があります。
- ◆ 学齢期のこどもが抱える悩みや困難は多様化しており、家庭環境や人間関係、学習への不安などから学校に行きづらくなるこどもが増えています。こうした状況が長期化すると、学習の遅れや進路への不安、友人関係の希薄化などにつながり、こどもが孤立するリスクも高まるおそれがあることから、福祉的な支援が必要なこどもをできるだけ早期に把握し、適切な支援につなげることで、課題の深刻化を防ぐことが重要です。教育と福祉の連携を一層強化し、適切な情報共有を図ることができるしくみづくりを推進し、それぞれの専門性を活かしてこどもの状況を丁寧に把握し、支援の必要性を判断していくことが重要です。
- ◆ 社会的な孤立や生活の不安を抱える家庭が増える中で、保護者の病気や障害、育児への不安、経済的な困難など複合的な要因が重なることで、こどもを家庭で養育することが難しくなる場合があります。こうした家庭に対しては、できるだけ早期に支援の必要性を把握し在宅での養育を継続できるよう、各課題の課題に応じた福祉サービスを活用しながら一人ひとりに寄り添った支援を行うことが重要です。支援を担う職員の人材育成や、多職種協働によるチームアプローチを通じて、家庭の状況を丁寧に確認し、適切な支援につなげる支援体制の強化や、活用できる福祉サービスの充実が求められています。
- ◆ 児童相談所による一時保護の対象となるこどもの状況は変化しており、近年は小学生以上が多く、約半数が中高生となっています。特に高校生年代のこどもは、保護された後に自立を求められるまでの期間が限られていることから、家庭に戻ることが難しい場合には、進学や就職を見据えた準備を含め、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援が必要です。里親家庭や児童養護施設、自立援助ホームなど社会的養護の受け皿の充実とともに、関係機関が連携した里親への支援体制の強化や施設等の専門性向上、自立支援策の充実を図ることが必要です。

■ 市内児童数に対する通告件数の推移



■ 児童相談所による一時保護件数の推移

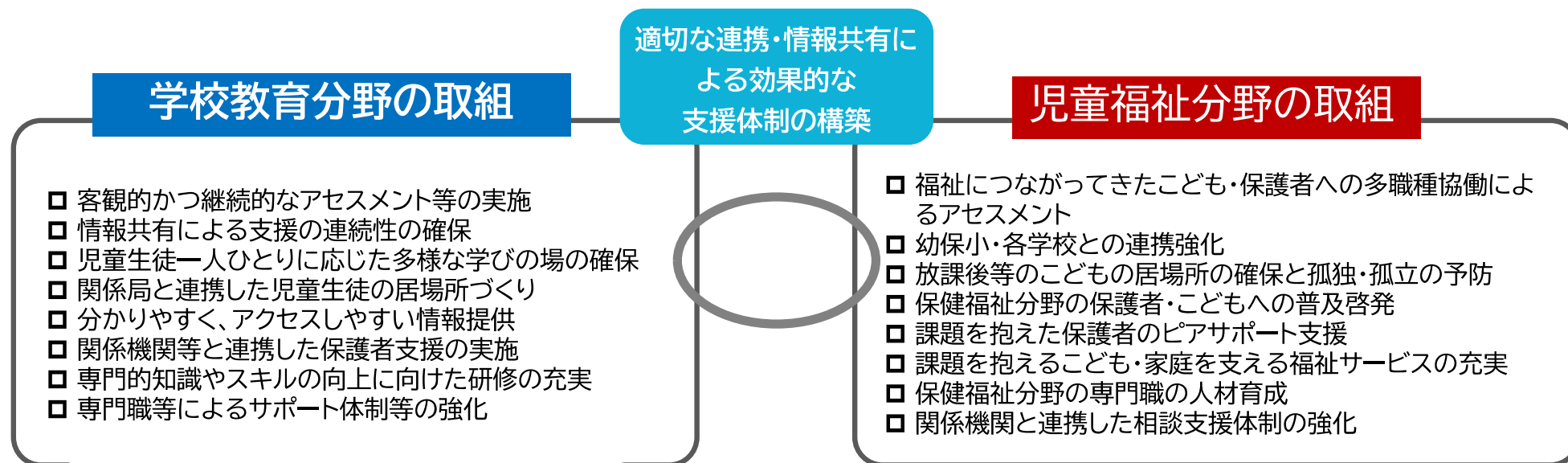


第5章 計画期間における重点的取組

(4) 重点的取組の内容

推進項目1 支援が必要なこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

- ◆ 支援が必要なこどもや家庭の早期発見と対応に向けて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所などの専門機関が連携し、児童の安全確保と健全な育成を支える体制づくりを進めます。児童福祉法に基づく「こども家庭センター」機能を地域みまもり支援センターに位置づけ、母子保健と児童福祉を一体的に推進することや、関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します。
- ◆ また、学齢期は、学校や地域での活動の場が広がり、基礎学力とともに、自己肯定感を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける大切な時期となっていますが、中には、本来、家庭等で身に付ける愛着関係や基本的信頼感、基本的生活習慣などが身についていないこどももあり、そうした課題が年齢を重ねて表出し、家庭関係不調和や集団生活の中での生きづらさを感じてしまうこともあります。また、ヤングケアラーや児童虐待など、家族が抱える課題が原因となり、こどものすこやかな成長が阻害される状況も生じています。
- ◆ こうした課題を抱えるこどもの重篤化を予防し、状況に対し効果的に支援を行うためには、できるだけ早期に適切な支援に繋げることが重要です。乳幼児期は母子保健施策や保育・幼児教育施策などによりこどもや家庭を見守り、状況に応じて必要な支援に繋げているところですが、学齢期になるとこどもの活動範囲が広がり、一人ひとりのこどもへの福祉的関わり場面が少なくなることから、こどもが多くの時間を過ごす学校をはじめとする関係機関や地域の大人がこどもを見守り、支援が必要なこどもに気づき、繋げることができるしくみづくりが重要です。
- ◆ 教育・福祉を担う関係機関が連携し、双方の専門性を活かした的確なアセスメントに基づく計画的な支援の推進や、課題を抱えるこども・家庭に関する情報共有のしくみの構築など、特に学齢期のこども・家庭への相談支援体制の強化を進めます。



第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
課題を抱える学齢期のこどもへの支援 推進	児童生徒支援・相談事業 スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、児童支援コーディネーターを配置し、いじめ・不登校等の課題を抱えるこどもへの相談対応を充実させるとともに、長期欠席傾向のある児童生徒の情報共有と関係機関との連携により、福祉制度や生活支援への早期連携を推進します。	●●
教育分野におけるSOS に気づき、 SOS が発信しやすい環境づくり	児童生徒支援・相談事業 いじめや不登校、こどもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあっているこどもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、こども・若者のSOS に気づき、SOSが発信しやすい取組を推進します。	●●
児童福祉分野におけるSOS に気づき、 SOS が発信しやすい環境づくり	児童虐待等防止対策事業 児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)、SNS相談等を活用し、虐待の通報や子育て不安への相談に迅速かつ適時に対応するとともに、児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく体制を強化します。 また、オレンジリボン・ファミリーカップ、たすきリレー、アニメーション動画等を活用した啓発活動を展開し、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発を促進することで、社会全体で児童虐待・非行・いじめに取り組む意識の醸成を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進します。	●●
児童虐待の早期発見・未然防止に向けた 相談体制の整備	児童虐待等防止対策事業 要保護児童対策地域協議会や川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)の活用等を通じた児童相談所・学校・警察・医療機関・法務少年支援センターなど関係機関連携を推進し、児童虐待や学齢期における非行等の問題行動の早期発見・対応を図るとともに、緊急かつ重症の虐待事例に対応する中核医療機関を中心に、医療従事者への研修や地域医療機関との連携やを通じて児童虐待防止ネットワークを強化し、児童家庭相談支援体制の充実を推進します。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
妊娠期から出産・産後にかけての切れ目のない支援の推進	母子保健指導・相談事業 令和7年度から受診券方式を導入した妊婦健康診査を通じた医療機関との連携や、母子健康手帳の交付時や出産前後の面談、両親学級、産後ケア事業などを通じて、疾病の予防や早期発見、生活習慣の改善、相談支援などを行い、妊娠期から産後にかけての切れ目のない支援を推進します。	●●
全ての乳幼児家庭との関わりによる早期発見・対応と関係機関と連携した支援推進	母子保健指導・相談事業 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問)や乳幼児健康診査を通じ、養育支援が必要な家庭の早期発見・対応を図るとともに、委託医療機関との連携を強化し、健診結果に基づくフォローアップや、発達相談支援事業を通じた継続的支援を実施します。	●●
児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化	豊かな心を育む体験活動推進事業 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。	●●
いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発	共生・共育推進事業 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、SOSの出し方・受け止め方教育の推進や共に学び、協力し合う力の育成等により、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。	●●
ヤングケアラーに関する普及啓発と関係機関と連携した支援推進	子ども・若者育成支援推進事業 学校や地域の関係機関と連携し、こどもや地域への普及啓発を進めるとともに、支援を必要とするヤングケアラーを早期発見し、それぞれのこどもや家庭の抱える課題に応じ適切な対応が図られるよう情報共有のしくみづくりや支援策の充実を進めます。	●●
不登校対策の推進	不登校対策推進事業 「川崎市不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、別室指導など校内での支援を充実させるとともに、ゆうゆう広場やICTを活用した学習支援等の多様な学びの場の確保を図るなど、不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立に向けて、本市の不登校児童生徒への支援を総合的に推進します。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、内外問わず多様な主体との連携、学校出前講座等によるこころの健康づくり、ゲートキーパーの養成等を通じて、こども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。	●●
学校における相談支援の推進	特別支援教育推進事業	●●
保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 特別な支援を必要とするこどもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。	●●
習熟の程度に応じた取組の推進	きめ細かな指導推進事業 各学校においては、すべてのこどもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまづきや学習の遅れなど、こどもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	●●
健康教育による健やかな学校生活の促進	健康教育推進事業 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●●
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	健康給食推進事業 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●●
学校教育分野と児童福祉分野の連携強化による適切な情報共有の推進	児童生徒支援・相談事業 学校と保健・福祉の関係機関との連携など、様々な連携における情報 共有のルールの明確化に向けた取組を進めます。	●●
学校と保健・福祉が連携した児童生徒のアセスメント実施体制の整備	児童生徒支援・相談事業 学校におけるアセスメントシートの共通化やサポートノートの活用など、児童生徒の 状態等を客観的かつ継続的に把握し、共有 するための 仕組みや、共通の情報に基づく、保健・医療・福祉の関係局、関係機関と連携した児童生徒のアセスメントの実施体制の整備に 向けた 取組を進めます。	●●
幼保小の連携強化に向けた取組の推進	事業 幼保小の連携強化や支援の実施状況の把握等に向けて、関係団体、関係局等により構成する協議会等の設置に向けた取組を進めます。	

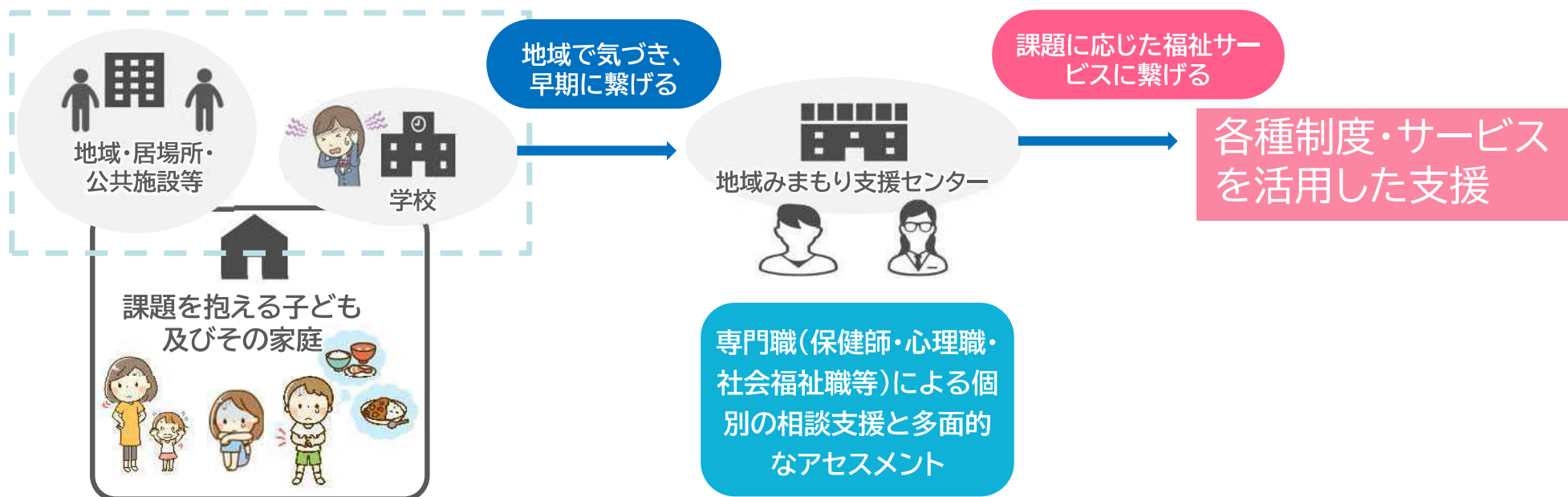
第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
支援教育の推進と児童生徒一人ひとりに応じた多様な学びの場の確保	特別支援教育推進事業 児童生徒一人ひとりに応じた多様な学びの場の確保に向け、別室指導やゆうゆう広場こどもサポートといった関係事業の役割分担の整理を行うとともに、放課後等のこどもの居場所づくりの取組との連携や、オンライン学習システムの活用により、関係局が連携した児童生徒の居場所づくりを進めます。	●●
保護者の安心につながる支援等の充実	児童生徒支援・相談事業事業 教育・保健・福祉分野の支援内容や相談窓口に関するポータルサイト等の作成 や、SNS等を活用した相談会の実施やピアサポートなど、課題を抱えるこどもが必要な支援に繋がるよう、保護者支援の取組を推進します。	●●
教職員のスキルアップ等の推進	児童生徒支援・相談事業事業 通常級における一時支援の充実や特別支援 学級、通級指導教室の 担当教員の専門性の維持・ 向上を図るため、研修内容の見直しを行います。 また、スクールカウンセラー等の専門職の知識やスキルの 向上を図るため、教育・保健・福祉分野と連携した研修等の実施に向けた取組を進めます。	●●
教職員を支える体制の強化	児童生徒支援・相談事業事業 特別支援学校、通級指導教室設置校の担当教員による小中学校への要請訪問等のセンター的機能の在り方の見直しや拡充、スクールカウンセラー等の専門職の配置等の見直し、また、関係局や民間団体の専門職等からの教職員への指導・助言など、教職員のサポート体制の整備に向けた取組を進めます。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

推進項目2 課題を抱える子ども・家庭への支援策の充実

- ◆ 支援が必要な家庭は、複数の要因が絡み合った生活課題を抱えていることが多く、適切な支援を行うためには、保健師、心理職、社会福祉職などの多職種による専門的なアセスメントを通じて、一人ひとりの状況を丁寧に見極めることが重要です。その上で、教育・福祉・医療などの関係機関が連携し、個別のニーズに応じた福祉サービス等を組み合わせながら支援を行うことが求められます。
- ◆ それらの家庭においては、経済的な問題のみならず、複雑な成育歴や疾病・障害・医療的ケアの必要性など、それぞれ抱えている課題が様々です。それらの課題に対応できるよう、利用可能な各分野の取組を充実し、支援に活用できる福祉サービス等の選択肢を広げることが重要です。家事支援や生活環境改善、心理的なケア、発達・障害児支援、医療的ケア、教育分野での支援など、子どもや家庭の状況に応じて各分野で専門的な支援を受けられる環境づくりを進めることで、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。
- ◆ ひとり親家庭等については、最も重要な「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、離婚前の子育て世帯に対して、必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。
- ◆ 専門的な支援を担う専門職の人材育成に向けて、児童福祉法に基づく法定研修や専門機能強化研修等(OFF-JT)、職場でのOJTの充実やジョブローテーションのしくみの構築等を通じて、これらの取組を継続的かつ体系的に推進することで、持続可能な支援体制の整備を図ります。



第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
ひとり親家庭等の経済的支援の推進	ひとり親家庭等の総合的支援事業 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安定した生活基盤を確保するため、こどもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成します。また、学費や資格取得のための資金、転居に伴う費用等の貸付を実施します。	●●
ひとり親家庭等の子育て・生活支援の推進	ひとり親家庭等の総合的支援事業 ひとり親の方等が安心して子育てと就業等を両立できるよう、日常生活支援事業により家庭生活支援員を派遣し、家事や育児の支援を行います。また、母子生活支援施設では、母子家庭の保護と自立促進に向けた生活支援を実施します。 小・中学生を対象に、学習支援と居場所の提供を行うことで、生活習慣の習得や高校進学に向けた意欲と学力の向上を図るとともに、中学3年生には模擬試験受験料の補助を行います。また、さらなる進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等の受験料補助について検討します。	●●
ひとり親家庭等の養育費確保支援の推進	ひとり親家庭等の総合的支援事業 養育費の継続的な確保を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるため、公正証書等の作成費用や保証会社との契約に要する費用等を補助する「養育費確保支援事業」を実施します。また、離婚前後の家庭に必要な情報や相談を行う機会を提供します。	●●
ひとり親家庭等の就業支援の推進	ひとり親家庭等の総合的支援事業 ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、個々の家庭の状況に応じた相談支援を行うとともに、必要に応じて自立支援プログラムを策定し、安定した就労につなげる支援を実施します。また、ニーズに沿った各種講座や、資格取得を目指す際に利用できる給付金事業を実施します。	●●
保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 特別な支援を必要とする児童への保育を担う保育所等を支援するため、小児の臨床心理に関する専門的な知識と経験を有する相談員が施設を訪問し、保育場面や個別場面の観察を通じて、児童の特性や支援の必要性を把握し、職員への具体的な助言や支援を行います。	●●
児童生徒支援・相談事業	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。また、総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

《計画期間中の主な取組》

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
区役所における支援体制の充実	児童相談所等機能強化事業 各区地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、母子保健事業を通じて子育て家庭の支援ニーズを早期に把握し、要保護児童対策地域協議会と連携した一体的なケース進行管理を行うとともに、定期的な状況確認や関係機関との情報共有を通じて支援の継続性を確保し、虐待につながる恐れのあるケースの重篤化を未然に防ぐための専門的支援機能の構築を推進します。	●●
専門職の育成・人材確保	児童相談所等機能強化事業 社会福祉職・心理職・保健師等の専門職に対しては、改正児童福祉法に基づく法定研修や専門研修、OJT・OFF-JTを活用した能力開発を通じてスキルアップを図るとともに、職員のスキルや経験に応じた計画的なジョブローテーションを推進し、児童相談所の高度な専門性を担保する職員体制の整備と、計画的な人材確保を推進します。	●●
多職種連携による総合的アセスメントの実施	児童相談所等機能強化事業 福祉・保健・教育等の多職種が連携し、学識経験者等のスーパーバイザーの助言を活用しながら、共通リスクアセスメントツールや緊急受理事会議等による多面的な評価を通じて、複雑化する支援ニーズに対応したチームアプローチを実践し、母子保健事業等を活用した早期把握と要保護児童対策地域協議会との連携による継続的かつ適切なケース進行管理を推進します。	●●
児童相談所と区役所の連携強化	児童相談所等機能強化事業 各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、役割分担に応じた児童相談システムの見直しや情報管理の適正化を図るとともに、両機関の業務理解を深める研修を実施し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を推進します。	●●
関係機関との連携と広域対応の推進	児童相談所等機能強化事業 医療機関、警察、学校、児童養護施設、里親等との連携を強化し、専門性を活かした支援を展開するとともに、刑事事件化が想定される虐待事例においては児童相談所・警察・検察の三者協同面接を実施し、子どもの心理的負担軽減に配慮しながら、自治体間の転居に伴う情報提供や近隣自治体との広域的な連携を通じて支援の中断を防止し、虐待防止を図ります。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

《計画期間中の主な取組》

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
児童虐待防止と相談支援体制の強化	児童虐待等防止対策事業 児童虐待防止センターや児童家庭支援センターにおける相談支援を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止に取り組むとともに、育児支援プログラムの実施や関係機関との連携による重層的な支援ネットワークの充実を図ります。	●●
子育て世帯訪問支援事業を活用した支援の推進	児童虐待等防止対策事業 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が居宅を訪問し、傾聴や家事・育児の実務的支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、家庭の不安や孤立感を軽減し、養育環境の安定化を図ること で、児童虐待の未然防止や早期対応につなげます。	●●
児童育成支援拠点事業を活用した支援の推進	児童虐待等防止対策事業 家庭や学校に居場所がなく、孤立や困難を抱える児童を対象に、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成支援、学習支援、進路相談、食事提供などを通じて、児童の健全な育成と家庭環境の改善を図る「児童育成支援拠点事業」を開始し、児童虐待の予防と早期対応につなげます。	●●
親子関係形成支援事業を活用した支援の推進	児童虐待等防止対策事業 育児に不安や悩みを抱える保護者を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じてこどもとの関わり方を学ぶ機会を提供する「親子関係形成支援事業」を開始し、親子間の信頼関係の構築と育児不安の軽減を図ることで、養育環境の安定化と虐待の未然防止につなげます。	●●
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	子ども・若者支援推進事業 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	●●

第5章 計画期間における重点的取組

《計画期間中の主な取組》

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
不登校等の子どもの居場所づくりの推進	子ども・若者支援推進事業 「こどもサポート」について、不登校など、様々な課題や困難を抱える子ども・若者（不登校児等）及びその保護者に対して、地域みまもり支援センターや学校、専門相談支援機関と連携しながら、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、不登校児等を孤立から守り、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、不登校児等の社会的な自立に向けて支援します。また、不登校児等に対する居場所の提供については放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性と、学習支援については教育委員会事務局の不登校対策と整合性を図るとともに、同様の事業についても調整しながら見直しを図ります。	●●
不登校等のこどもの居場所づくりの推進	青少年教育施設の管理運営事業 「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、こどもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。	●●
障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実	療育・障害児等総合相談・生活支援事業 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者およびその家族からの相談に応じ、関係機関と連携しながら情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を通じて支援体制の充実を図ります。また、地域療育センターおよび子ども発達・相談センターにおいて、障害児や発達に課題を抱える児童への個別相談や療育支援、地域の関係機関への支援を推進します。	●●
医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実	児童生徒支援・相談事業 医療的ケア児（者）とその家族を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を通じて、相談支援体制の充実を図ります。また、「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を開催し、医療的ケア児の現状や課題を共有しながら、今後の支援の方向性やネットワークの強化に向けた協議を進めます。	●●
医療的ケア児への保育受入体制の充実	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 公立保育所21園で対応している医療的ケアについて、これまでの「たんの吸引」、「経管栄養」及び「導尿」に加え、令和8年4月から、保育・子育て総合支援センター内に設置している保育所4園において、「血糖測定及びインスリンペン型注入器での注射」及び「酸素管理」への対応を試行実施するとともに、試行実施結果を踏まえ、順次実施園の拡大を検討します。	●●

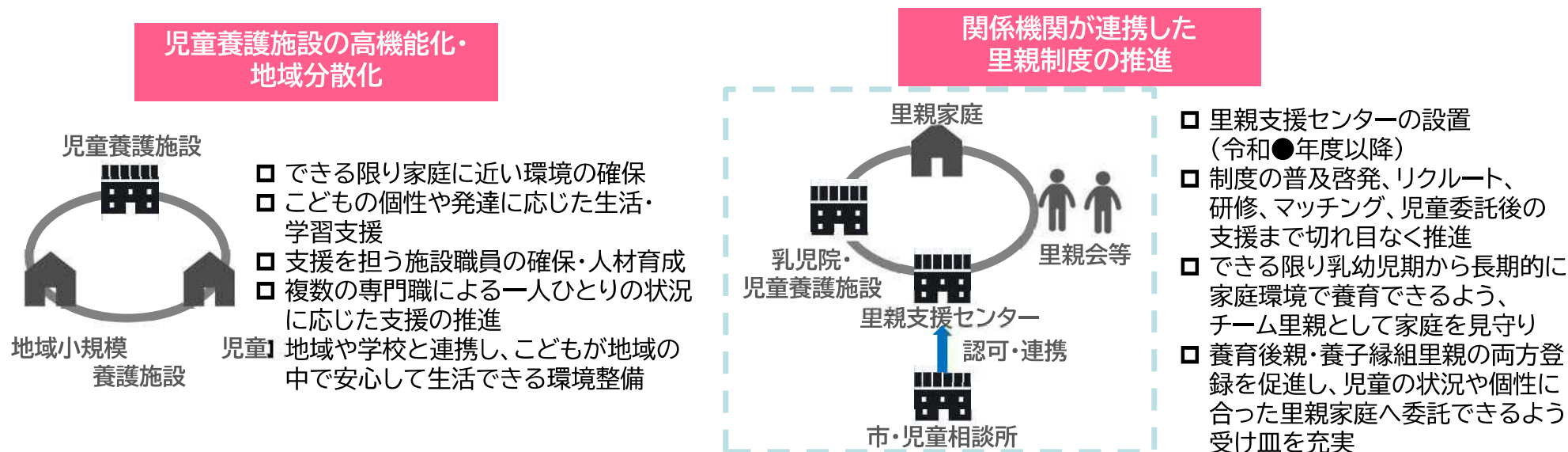
第5章 計画期間における重点的取組

《計画期間中の主な取組》

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
ひきこもりへの支援の推進	障害者等総合相談・支援事業 ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。また、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを構築します。	●●
課題を抱える若者の就業・職業的自立支援の推進	雇用労働対策・就業支援事業 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介などの「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進や、「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」における個別カウンセリング、職場体験、学校連携等の若年無業者等への職業的自立支援を行うとともに、若者の就業・自立支援について関係機関の情報共有や連携強化を図ることにより若者の職業的自立支援をより一層推進します。	●●
市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援の推進	市営住宅整備・管理活用事業 母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。	●●
女性相談の体制強化	女性保護事業 経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議を設置し、関係機関と連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行える相談支援体制づくりを進めます。	●●

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

- ◆ さまざまな事情により家庭で生活することができないこどもは、児童福祉法に基づき、可能な限り家庭に近い環境で社会的に養育することが必要です。そのためには、要保護児童の養育を担う里親や乳児院、児童養護施設などの受け皿を確保するとともに、こども一人ひとりの個性や発達段階を踏まえた個別的な支援を行うことが重要です。
- ◆ 社会的養育を受けるこどもは、年齢・成長段階に応じて本来身につけていく愛着関係や他者への信頼感、基本的生活習慣などが十分に習得できていない場合もあることから、こどもの状況を丁寧に把握し、進学や就職といった将来を見据えながら、計画的かつ継続的に支援を行っていく必要があります。こうした支援を通じて、こどもが安心して生活・学習できる環境を整え、将来の自立に向けた基盤を築いていくことが求められます。
- ◆ こうした状況を踏まえ、要保護児童の養育を担う里親登録者の確保と、支援体制の充実を図るとともに、より専門的かつ個別的な支援を担う児童養護施設や児童心理治療施設においては、専門性の向上を図りながら、高機能化および地域分散化を推進していきます。また、学齢期以降に一時保護される児童が増加している現状を踏まえ、高校生年代等の自立に向けた個別支援を担う自立援助ホームの受け入れ体制の充実を図るとともに、一時保護所における個別的な生活支援や学習支援など、こどものニーズの変化に対応できるよう、支援体制の強化に取り組めます。



第5章 計画期間における重点的取組

取組	計画期間中の主な取組	事務事業 掲載ページ
社会的養育の推進	社会的養育推進事業 社会的養護を必要とするこどもが家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設等においてはユニット制や地域小規模施設の活用を通じて家庭的な環境での養育を推進します。関係法令に基づく助言・指導、権利擁護の啓発、運営経費の支援等により処遇の向上を図り、すべての児童が安心して生活できる環境の整備を進めます。	●●
里親制度の推進	社会的養育推進事業 里親支援事業の中核機関として「里親支援センター」を令和9年度以降順次設置し、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、研修、マッチング、里親への相談支援、委託児童の自立支援などを包括的に実施することで、養育里親・専門里親・養子縁組里親の登録促進するとともに、里親委託の推進と里親とこどもへの支援充実を図ります。	●●
社会的養育を必要とするこどもの学習・進学支援の推進	社会的養育推進事業 社会的養護を必要とするこどもへ川崎市子ども・若者応援基金を活用した学習支援や社会的養護奨学給付金による進学支援を進めることで、こども一人ひとりが個性や希望に応じて進路を選択できる環境を整えます。	●●
一時保護及び社会的養育を受けるこどもの自立支援の推進	社会的養育推進事業 一時保護施設に入所する児童に対し、年齢や発達段階に応じた個別的ケア、生活支援、学習支援を一体的に提供し、一時保護解除後の円滑な自立に向けた支援を推進します。児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の増設を進め、一時保護解除後の円滑な自立に向けた生活支援を推進します。また、増加する中高生の一時保護児童に対しても、年齢や発達段階に応じた個別的ケア、生活支援、学習支援を一体的に提供し、一時保護解除後の円滑な自立に向けた支援を推進します。	●●

トピック 子ども・若者応援基金を活用した機会格差是正の取組

- 本市独自の「子ども・若者応援基金」を活用し、機会格差是正の取組として、里親家庭や児童養護施設等に措置されているこどもの個性に応じた学習支援や、大学等に進学する場合の給付型奨学金を支給することにより、こども達が経済的理由により進学をあきらめることなく希望に応じた進路を選択し、挑戦できる環境を整えています。今後も、こうした取組を広く皆様にお伝えし、基金の趣旨に御賛同いただけるよう取り組んでいきます。



機会格差をなくす取組

1 社会的養護奨学給付金

令和6年度実績 決算額：●●,●●●,000円 事業対象者：●●人
里親家庭や児童養護施設等の退所者等を対象に、大学等進学時の奨学金や資格取得に要する経費に対し、給付金を支給しました。

大学等進学奨学金	大学等の学資に充てるための給付金 (国公立大学等：月額3万円、私立大学等：月額5万円)
資格取得給付金	一般教育訓練講座の受講経費に対する給付金 (対象講座の修了に必要な入学金、受講料、教材費)

2 学習支援費

令和6年度実績 決算額：●●,●●●,000円 事業対象者：●●人
里親家庭や児童養護施設等の児童に対して、児童の個性に応じた学習支援を行うための費用を支給しました。

地域人材・NPO 法人等を活用	団体実施の学習支援を利用する場合や施設等に招いて学習支援を行う場合の経費
教材等を活用	里親や施設で、市販の教材等を活用して学習支援を行う場合の経費
塾及び家庭教師	塾や家庭教師を利用する場合の経費

利用者の方から届いた声

この度は川崎市社会的養護奨学給付金を頂き、誠にありがとうございます。ご支援は、私にとって学業や生活面で大きな支えとなっております。川崎市からの給付金により、経済的な不安が軽減され、看護の学びに専念できる環境が整いました。将来の看護師としての姿を具体的にイメージする機会が増えました。今後も、看護の知識や技術の習得に励み、地域社会に貢献できる看護師を目指して努力してまいります。

中学1年生から塾へ行きはじめ、分からない所を自分が分かるようになるまでゆっくり解説してくれるので、塾に通うことができるようになって良かったです。すごく助かっています。ありがとうございます。

川崎市社会的養護奨学給付金があることで受験の時期のアルバイトも負担なく入れることができたので受験に集中することができました。そのおかげもあり無事に志望する大学、学部に入学することができました。入学してから大学とアルバイトのバランスをうまく組み立てて生活することができています。ありがとうございます。卒業まで頑張ります。

第6章 各種計画の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策
- 3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(1)「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成27(2015)年に開始された子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元(2019)年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和2(2020)年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30(2018)年9月)の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

さらに、令和4(2022)年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。

これらに加えて、令和6(2024)年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」においては、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に加え、国において子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市こども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

(2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべてのこどもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭やこどもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

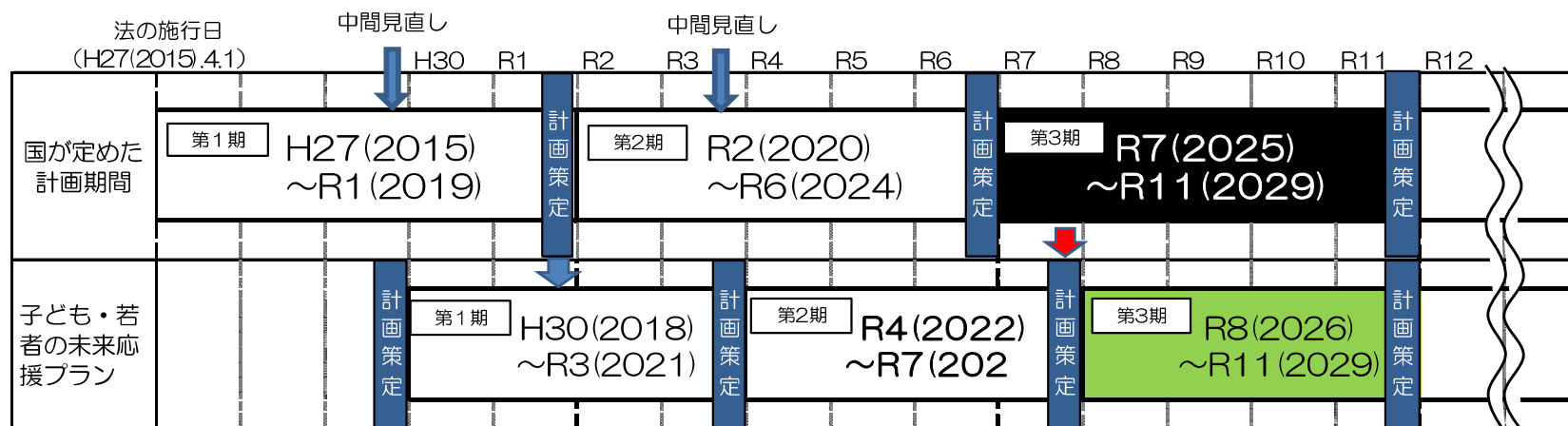
(3)「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、第6章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めました。

令和7年3月に、国が定めた計画期間を踏まえて、令和7（2025）年度の量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の量の見込みと確保方策の定めた「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改定版」を策定しましたが、今回の「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定にあたり、乳児等通園支援制度等の項目の追加や一部事業について見直しを行っています。

【「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係】



第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

（4）就学前児童の将来人口推計について

ア 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成28(2016)年度をピークに減少傾向が続いています。

本計画では、令和7年3月に策定した「第2期川崎市子ども・若者未来応援プラン第6章改定版」で算定した就学前児童の将来人口推計を使用します。推計にあたっては、コーホート変化率法※により各歳児の年度当初(4月1日)時点での就学前推計児童数を算出しています。なお、0歳児推計人口については、人口動態調査※に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出しました。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞（単位：人）

	3～5歳 (1号または2号 認定に該当)	0歳 (3号認定 に該当)	1歳 (3号認定 に該当)	2歳 (3号認定 に該当)	合 計
R6年度(実績)	34,584	10,856	10,843	11,307	67,590
R7年度	33,307	10,373	10,672	10,476	64,828
R8年度	31,614	10,079	10,192	10,319	62,204
R9年度	30,638	9,829	9,898	9,853	60,218
R10年度	29,245	9,622	9,650	9,566	58,083
R11年度	28,382	9,432	9,445	9,324	56,583
R12年度	27,427	9,260	9,254	9,123	55,064

※「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和5(2023)年4月2日～6(2024)年4月1日生まれのコーホートは、令和8(2026)年4月1日時点で満2歳、令和12(2030)年4月1日時点で満6歳となり、令和12(2030)年度の小学1年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。(厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より)

※厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

（4）就学前児童の将来人口推計について

<参考 就学前児童数実績(年齢別・区別)>

年齢別実績

(単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳児	12,925	11,932	11,760	11,123	10,856
1歳児	13,149	12,727	11,689	11,638	10,843
2歳児	13,270	12,721	12,270	11,260	11,307
3歳児	13,404	12,889	12,292	11,873	11,017
4歳児	13,533	13,141	12,647	12,063	11,674
5歳児	13,310	13,336	12,953	12,484	11,893
合計	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590

区別実績

(単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
川崎区	10,444	9,764	9,149	8,793	8,324
幸区	10,027	9,875	9,625	9,286	9,039
中原区	15,441	14,953	14,170	13,457	12,638
高津区	12,360	11,786	11,312	10,680	10,148
宮前区	12,697	12,193	11,669	11,101	10,751
多摩区	10,022	9,898	9,705	9,587	9,439
麻生区	8,600	8,277	7,981	7,537	7,251
合計	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590

イ 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(令和6(2024)年3月)」を参考に「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂版)(令和6(2024)年3月11日こども家庭庁)」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(5)教育・保育の量の見込みと確保方策

ア 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています(子ども・子育て支援法に基づく基本指針)。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合もありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っていることから、教育・保育の量の見込みと確保方策の検討にあたっては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

イ 教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

《施設及び事業の連携等に関する推進方策》

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援をすることが必要です。

また、原則として0歳～2歳児の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育事業について、3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要です。

本市においては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援を推進するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者相互の連携が円滑に進められるよう取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえたこどもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、こども・教職員の交流等を実施し、認定こども園、幼稚園、保育所及び小学校における連携に取り組みます。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(5)教育・保育の量の見込みと確保方策

(ア)教育・保育に関する施設

a 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

b 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

c 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

(イ)地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(5)教育・保育の量の見込みと確保方策

ウ 子ども・子育て支援法の給付とこどもの認定区分

新制度では、就学前のこどものすこやかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と特定子ども・子育て支援施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、公立保育所、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。特定子ども・子育て支援施設等とは、幼稚園（私学助成）、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、川崎認定保育園、地域保育園、一時預かり事業（一時保育、年度限定）、病児保育事業等のうち、幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市が確認を行った施設・事業のことをいいます。

(ア)こどものための教育・保育給付と認定区分について

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量 に応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分） 満3歳以上限定小規模保育事業
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業